

分野別評価結果等の活用について（2026.3 改訂）

（1）通則

事項	備考																
活用できるもの	✓ 評価結果 ✓ 評価結果の根拠をなす資料																
分野別評価の種類	✓ 下記①～④の何れか ① すべての専門職大学院認証評価及び専門職大学の分野別認証評価 ② 認証評価ではない以下の分野別評価 <table border="1" data-bbox="633 694 1727 1093" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>評価名</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医学教育分野別評価</td> <td>日本医学教育評価機構</td> </tr> <tr> <td>JABEE 認定</td> <td>日本技術者教育認定機構</td> </tr> <tr> <td>看護学教育評価</td> <td>日本看護学教育評価機構</td> </tr> <tr> <td>助産教育評価</td> <td>日本助産評価機構</td> </tr> <tr> <td>薬学教育評価</td> <td>薬学教育評価機構</td> </tr> <tr> <td>獣医学教育評価</td> <td>大学基準協会</td> </tr> <tr> <td>歯学教育評価</td> <td>大学基準協会</td> </tr> </tbody> </table> ③ 認証評価に代わるものとして、文部科学省に提出した学外者による評価 ④ その他、本協会が個別に審査して適当としうるもの 以下のイ～ニの判断基準に基づき、活用の可否を判断します。 ※リストにない分野別評価の結果等を活用予定の大学は、下記「申し出の手続」によって申し出てください。	評価名	実施者	医学教育分野別評価	日本医学教育評価機構	JABEE 認定	日本技術者教育認定機構	看護学教育評価	日本看護学教育評価機構	助産教育評価	日本助産評価機構	薬学教育評価	薬学教育評価機構	獣医学教育評価	大学基準協会	歯学教育評価	大学基準協会
評価名	実施者																
医学教育分野別評価	日本医学教育評価機構																
JABEE 認定	日本技術者教育認定機構																
看護学教育評価	日本看護学教育評価機構																
助産教育評価	日本助産評価機構																
薬学教育評価	薬学教育評価機構																
獣医学教育評価	大学基準協会																
歯学教育評価	大学基準協会																

	<p>イ) 国際協定、国際基準に基づく評価を行う団体、当該分野を代表する学会・協会等が行うか運営（又は運営に大きく関与）する団体、その他当該分野で広く受け入れられている団体によること。</p> <p>ロ) 評価基準が公開されていること。</p> <p>ハ) ハンドブック等が公開され評価手続が透明になっていること。</p> <p>ニ) 基準4に関しては点検・評価報告書の記述簡素化を可能とすることから、当該分野別評価基準が基準4の内容をカバーしていること（評価項目レベル）。カバーしていない要素があっても僅少であること。</p>
申し出の手続	<p>✓ 上記「分野別評価の種類」④の場合は、指定する時期に必要な資料を本協会に提出してください。</p> <p><時期> 評価を受ける前年度の5月1日から5月31日</p> <p><申請資料> ・分野別評価結果等の活用にかかる申請書（様式16） ・評価結果 ・評価基準</p>
活用可能な範囲となる評価事項	<p>✓ 基準2及び基準4</p>
考慮できる分野別評価を受けた時期	<p>✓ 前回の機関別認証評価を受けてから、今回の機関別認証評価を受ける年度まで（同時に受ける場合も含む）。</p> <p>（例）2027年度大学評価申請（前回2020年度申請）の場合 …2020年度～2027年度の分野別評価に関する資料が活用可能</p>

（2）評価基準ごとの取扱い

<基準2>

事項	備考
点検・評価報告書	<p>✓ 評価項目①（内部質保証の運用実態に触れ内部質保証が有効に機能していることを説明する箇所）においては、内部質保証にかかる取り組みの一つとして、分野別評価を受けたことに言及する。</p>

	<p>なお、分野別評価で提言等の指摘を受けた場合は、どのような指摘を受け、そして大学としてどのように受け止めて対応したかを言及することが必須。</p>
根拠資料	<p>✓ 学部・研究科の一部が分野別評価を受けているに過ぎない場合（例：工学部の一部のみがJABEE認定。法科大学院認証評価を受けたのは法学研究科の一専攻）は、評価を受けていないものについて通常通り別途資料を用意する必要があるので注意。</p>

<基準4>

事項	備考
点検・評価報告書 (全学的観点からの記述)	<p>✓ 通常通り記述。</p>
点検・評価報告書 (学部・研究科への言及)	<p>✓ 分野別評価を受けた学部や研究科を例示の対象とする場合、その学部・研究科については分野別評価結果等を参照先とすることで記述を簡易にすることが可能（同時申請の場合は、分野別評価の点検・評価報告書等を参照先とする）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【記述例：教育課程の実態（評価項目②）】 <u>歯学部</u>の教育課程については、<u>講義・演習科目（主に1～5年次）と病院実習（5年次後半・6年次）による段階的な教育課程を編成している（カリキュラムの詳細は、資料X-X「20XX年度歯学教育評価点検・評価報告書」「20XX年度歯学教育評価結果」参照）。</u></p> </div> <p>◇ 活用するにあたっての注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分野別評価を受けた後にカリキュラム改定をしている場合は、そのことを説明し、改定後も適切であることを証明することが必要。 ・ 総合大学の場合など、分野別評価を受けていない学部や研究科がある場合は、例示はそうした学部・研究科からも必ず取り上げること。

	<ul style="list-style-type: none"> 分野別評価を受けた学部であっても、対象となっていない学科・専攻といった教育課程がある場合[*]は、分野別評価結果等を活用しつつも、そうした学科・専攻等についても追加的な記載が必要。 <p>※例：<u>一部学科だけが JABEE 認定を受けた工学部</u></p>
根拠資料	<p>✓ 記述を直接に裏付ける資料である限りにおいて分野別評価の評価結果等、その根拠をなす資料を活用可能。</p>

以上